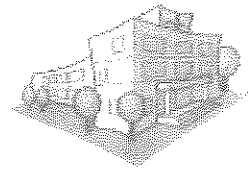


医療機関と民事再生



片山・田中法律事務所 ■ 弁護士 片山卓朗

Vol. 7

医療機関の再建に 民事再生手続が利用しやすいことについて (その3)

前回・前々回に続き、医療法人が民事再生を利用しやすい理由を解説します。

別除権協定が成立しやすい

別除権とは、抵当権等の担保権のことをいいます。会社更生法と異なり、民事再生法では原則として、担保権の実行を止めることはできません。民事再生の場合には、金融機関は民事再生手続とは関係なく、担保権の実行をすることができます。一般の営利企業であれば、金融機関からの借入金の担保として、工場や店舗や倉庫等、事業に不可欠な不動産に抵当権が設定されているのが通常です。同様に医療機関の場合には、病院や診療所等、医療に不可欠な不動産に抵当権が設定されているのが通常です。事業の継続に不可欠な不動産が競売になり、第三者の物となった場合には、再生が危うくなることは明らかです。したがって、競売の実行を避けるために、金融機関との間で協定を結ぶ必要があります。これを別除権協定といいます。

一般の営利企業の場合には、民事再生の申立代理人は、金融機関との間で別除権協定を成立させるために大変な苦勞をするのが通常です。それに対し、医療機関の場合には、別除権協定の交渉を有利に進めることができます。その最も大きな理由は、抵当権が設定されている不動産が病院や老人保険施設等の特殊な用途に特化したものであるため、仮に金融機関が競売を申し立てたとしても、実際に第三者に競売される可能性は極めて低いことにあります。病院や老人保険施設等の不動産を競売したとしても、医師あるいは医療法人でなければ、競売した不動産を病院や老人保険施設等として利用することはできません。したがって、医師あるいは医療法人でない競落人は、建物を取り壊して新たな

建物を建てるか、あるいは大幅に改装して他の用途に使用するしかありません。そのためには、入院中の患者を強制的に退去させる必要があります。仮にそのような事態となれば、社会的に大きな問題となることは火を見るより明らかです。それでも競売しようとする者は、社会的な軋轢を覚悟した上で競売しなければなりません。また、仮に競落人が医師あるいは医療法人であったとしても、その競落人が競売した病院や老人保険施設を使用して診療を行うためには、別途開設許可が必要です。そして、当局がそのような第三者に簡単に開設許可を出すことは考えにくく、そのことは競売しようとする第三者も認識しているのが通常です。このように医療機関の不動産は、たとえ競売の申立があったとしても、実際に競売される可能性は低いといえます。

また、医療機関の不動産は、競売の際に算定される最低競売価格も、用途が限られている特殊な建物であることから、自然と他の場合に比べて低い金額となります。金融機関は、最低競売価格が低くなるであろうことを理解しておりますので、できる限り競売の申立をしないで様子を見ようとするのが通常です。医療機関の民事再生を申し立てた代理人は、以上のような病院や老人保険施設等の不動産の特殊性を金融機関に説明し、理解してもらうことにより、競売の申立をしないように説得することとなります。別除権協定は、競売を申し立てた場合における金融機関の回収金額を推定し、当該金額を分割して支払う内容とするものが多いのですが、金融機関としても、競売を申し立てるよりも別除権協定によって回収を図る方が現実的であるとして、申立代理人の要請を入れる可能性が高いのです。